

多様な社員が安心感を持って意欲高く働く制度を整えます
～育児・介護・治療・転勤にかかわる制度の拡充～

- JR東海ではこれまで、社員一人ひとりが高い意欲を持ち、自律的に生産性の高い仕事をするための働き方の導入や、チャレンジ精神を持って切磋琢磨しながら仕事に取り組むための人事・賃金制度の構築を進めてきました。
(既存の制度や各種制度の利用率等に関しては「別紙」をご参照ください)
- 今回さらに、多様な社員が一層やりがいを持ちながら安心して長く働くことができる環境の整備を目指し、「育児・介護・治療・転勤」の分野における制度を拡充します。
 - 育児と仕事を両立するための支援として、「子ども手当」や障がい児支援の制度を新設します。
 - 介護に関する休暇の拡充や、不妊や難病治療のための休暇を新設します。
 - 転勤にかかわる支援として、単身赴任者の別居手当の増額などを行います。

1. 実施内容

(1)【育児】「子ども手当」や障がい児支援制度等で、子育て支援を拡充します

- ・「子ども手当」を新設し、22歳未満の子を扶養する社員に対する手当を月額20,000円に増額します。(配偶者を対象とした手当は廃止します。)
- ・第2子以降の出産祝金を増額し、第1子：200,000円・第2子：300,000円・第3子以降：500,000円を支給します。

	現行	改正
子ども手当	○扶養手当 ・22歳未満の子：月額10,000円/人 ・配偶者：月額5,000円	○子ども手当 ・22歳未満の子：月額20,000円/人 ・配偶者：なし
出産祝金	新生児一人あたり ・200,000円	新生児一人あたり ・第1子：200,000円 ・第2子：300,000円 ・第3子：500,000円

- ・障がいを持つ子を育てる社員が取得できる、障がい児支援の制度を新設します。
障害者手帳の交付を受けている子が、18歳に達する年度の年度末まで、時短勤務・短日数勤務・養育休暇・保存休暇を取得可能とします。

障がいを持つ子を育てる社員		現行	改正
時短勤務	6時間勤務/日	3歳まで	18歳まで
短日数勤務	2～8日/月・無給休暇	小6まで	18歳まで
養育休暇	5日/年・無給休暇	小6まで	18歳まで
保存休暇	失効した年休を累積して取得	1歳まで	18歳まで

(2)【介護】 休暇制度の新設・取得要件の緩和を行います

- ・要介護者を介護する社員が申請できる「短日数勤務制度」を新設し、介護と仕事（泊まり勤務）を両立しやすい仕組みを整えます。

	現行	改正
短日数勤務	なし	2～8日/月の無給休暇

- ・要介護者を介護する場合の「保存休暇」(※)の取得要件を廃止し、社員の希望に応じて取得できるようにします。

	現行	改正
保存休暇	年休の残日数が10日以下で取得可能	取得要件を廃止

※保存休暇：失効した年休を累積して、一定の条件を満たした場合に取得できる有給休暇

(3)【治療】 不妊や難病の治療と仕事を両立するための制度を新設します

- ・不妊治療を目的とした「出生サポート休職」（最長2年間）を新設し、2回までの分割取得を可能とします。

	現行	改正
不妊治療を 目的とした休職	自己都合休職 (最長1年)	出生サポート休職 (最長2年・分割可能)

- ・不妊治療や反復・継続して治療が必要となる疾病等により通院する社員、障がいを持つ社員が取得可能な「治療サポート休暇」（年間5日まで・有給休暇）を新設します。

	現行	改正
治療と両立する ための休暇	なし	治療サポート休暇 (5日/年・有給)

(4)【転勤】 転勤にかかわる支援を拡充します

- ・これまで勤務地別に差があった手当を増額して全地区で一律とし、東京地区から他地区へ転勤する社員の賃金水準を引き上げます。
- ・単身赴任者に支給する別居手当を月額 45,000 円に増額します。

	現行	改正
勤務地別の手当	東京地区：20,000円/月 その他：15,000円/月	東京地区を基準にして引上げ (全地区一律：20,000円/月)
別居手当	40,000円/月	45,000円/月

2. 実施時期

- ・勤務地別の手当見直し：2025年4月1日
- ・その他：2025年7月1日

育児・介護・治療にかかわる制度

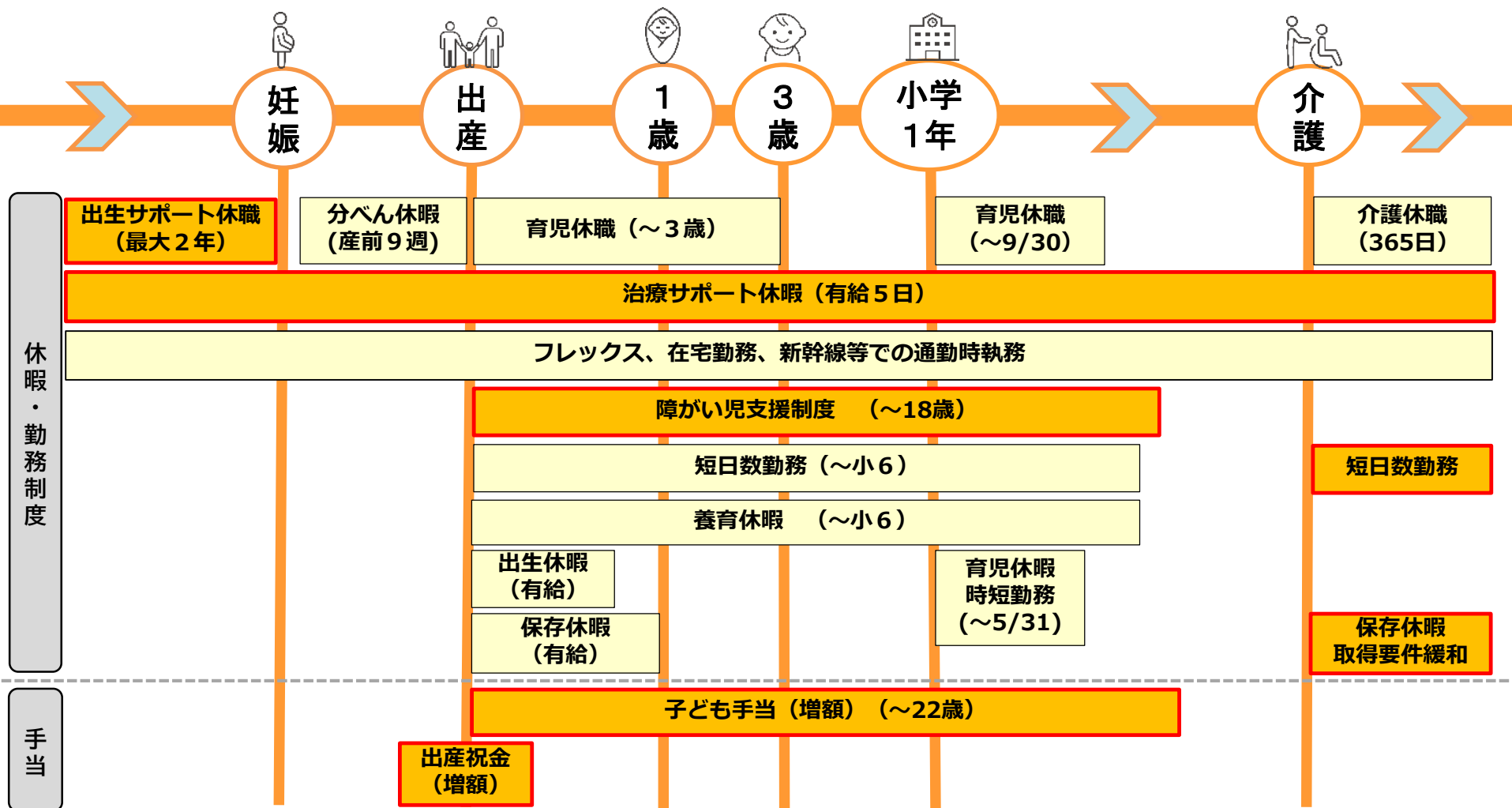
【別紙】

POINT

法定水準を超える制度を「さらに充実した制度」に！

・・・法定を上回る、またはJR東海独自の既存の制度

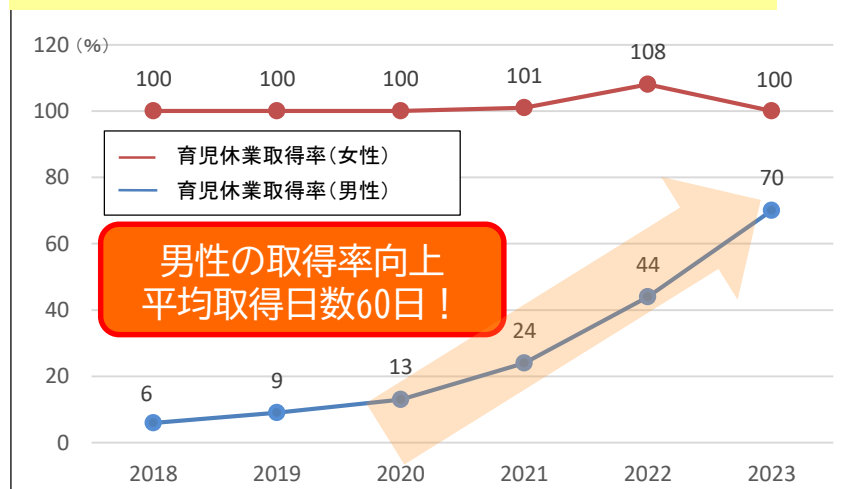
・・・今回新設、拡充する法定を上回る制度



POINT

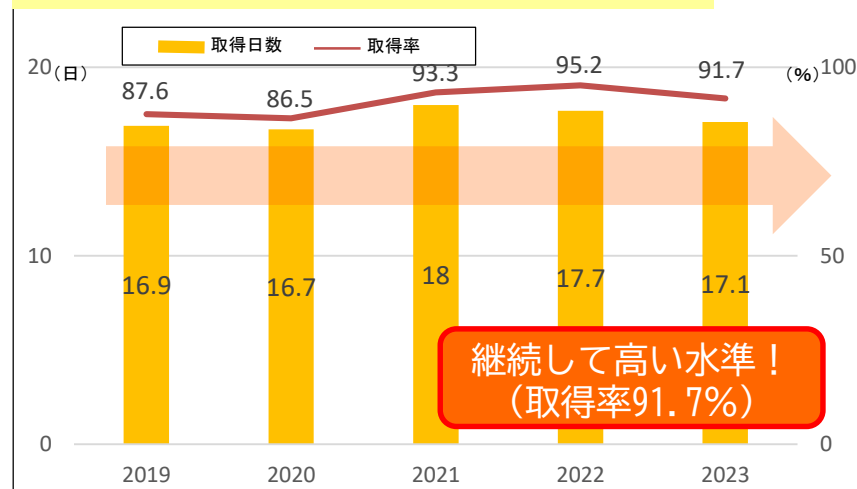
休暇制度を使いやすい環境を整備

① 男性の育児休業(産後パパ休暇含む)取得率



※男性の育児休業(産後パパ育休含む)平均取得率: 30.1%
厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」より

② 年次有給休暇の取得日数・取得率

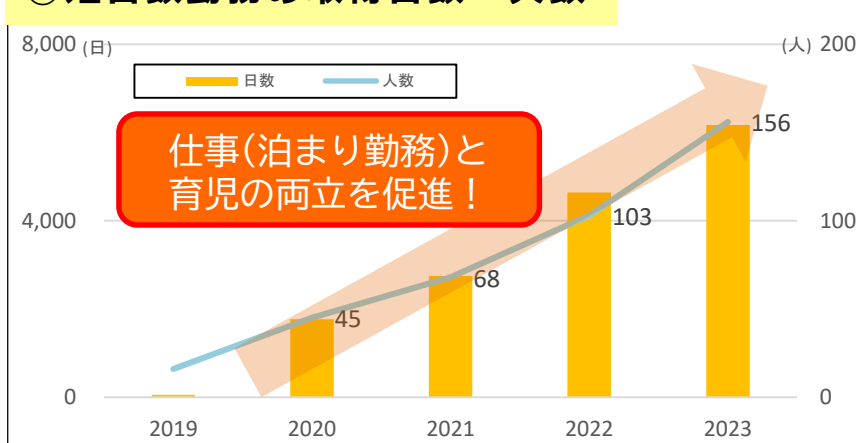


※年次有給休暇の平均取得日数: 11.0日、取得率: 65.3%
厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」より

POINT

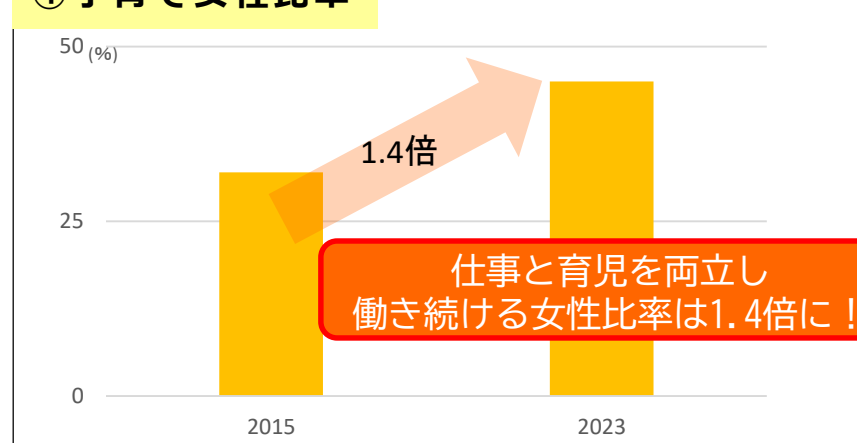
育児と仕事を両立して活躍する社員も増加

③ 短日数勤務の取得日数・人数



※短日数勤務: 現業機関(駅・運輸区所等)の社員が
2~8日/月の無給休暇を取得できる制度(~小6)

④ 子育て女性比率



※子育て女性比率: 当社に在籍する女性社員のうち、
0~18歳の子を持つ社員の比率